

府子本第 160 号  
子保発 0222 第 1 号  
子子発 0222 第 1 号  
平成 31 年 2 月 22 日

都道府県  
各 指定都市 児童福祉主管部（局）長 殿  
中核市

内閣府子ども・子育て本部参事官  
（ 公 印 省 略 ）  
厚生労働省子ども家庭局保育課長  
（ 公 印 省 略 ）  
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長  
（ 公 印 省 略 ）

天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律の  
施行に伴う休日保育等の対応について（通知）

保育施策の推進については、日頃より格段の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律（平成30年法律第99号。以下「本法」という。）の施行により、天皇の即位の日（本年5月1日）及び即位礼正殿の儀の行われる日（本年10月22日）については、休日とすることとされました。また、これらの休日となる日は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の休日として、同法の規定の適用があるものとしてされており、これに伴い、本年4月30日及び5月2日についても休日となります。そのため、本年4月27日から5月6日まで、土曜日、日曜日を含めて最大10日連続の休日（以下「10連休」という。）となります（ただし、保育所等においては通常土曜日は開所のため、最大9日連続の休日となります。）。

本法に対する参議院内閣委員会附帯決議（平成30年12月6日）においては、「奉祝の機運が盛り上がる、経済効果が期待される等長期間に渡る休日に歓迎する声がある一方で、国民生活に与える様々な影響への懸念も生じている」とした上で、長期間にわたる休日に伴い、国民生活に支障を来たすことのないよう、政府は、「当該期間中、保育施設等を利用する労働者の子どもの保育が確保されるよう、当該労働者の勤務日、勤務時間等につい

てその事業者ができるだけ配慮するようにすること、複数の保育施設等における連携が確保されるようにすること等、適切な対応がとられること」について適切な措置を講ずるべきである、とされています（別紙参照）。

これを踏まえ、10連休における対応について下記のとおり整理しましたので、十分御了解の上、その趣旨を踏まえて御対応いただきますよう貴管内の市町村への周知をお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

## 記

### 第一 10連休における対応の基本的な考え方

#### 1 休日等に常態的に保育を必要とする子どもについて

休日等（日曜、国民の祝日及び休日をいう。以下同じ。）に常態的に保育を必要とする子どもについては、通常、休日保育を実施している保育所等において、休日等も保育を提供しているところ、今般の10連休においても同様に対応することとなる。

#### 2 今般の10連休に限り、保育を必要とする子どもについて

今般の10連休においては、通常の日曜等に勤務を必要としない保護者であっても、休日長期にわたることから出勤が必要となる場合が想定される。

こうした保護者の子どもについては、休日等に常態的に保育を必要としない子どもが通常の日曜等において一時的に保育を必要とする場合の対応と同様に、10連休においても、地域の実情に応じて、一時預かり事業や子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）により対応することとなる。

ただし、今般の10連休においては、通常の日曜等よりも多くの一時的な保育ニーズが生じる可能性があることから、地域の実情に応じて、必要な保育ニーズを充足できるよう、遺漏なき対応を図られたい。具体的には、例えば、以下のような対応が考えられるので、各自治体において御検討をお願いしたい。

- ・ 10連休中に必要となる追加の保育ニーズについての把握
- ・ 10連休中の一時預かり事業の受入人数の拡充についての、事業者への要請（基幹型施設の人員体制拡充による定員拡充、10連休に限った一時預かり事業実施等）
- ・ 10連休中に利用できる事業者についてリストにする等、住民への分かりやすい情報提供

なお、10連休に限り特別に一時預かり事業を実施する場合においては、労働基準関係法令等の違反とならないよう、助言・指導すること。

また、放課後児童クラブについても、休日等はこれまでも地域の実情に応じて利用できることから、10連休中の対応についても利用者のニーズに応じた適切な対応をお願いする。なお、対応にあたっては、放課後児童クラブと併せて子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の活用もご検討いただきたい。

なお、各市町村における、今般の10連休に限り保育を必要とする子どもへの対応について、別途、事前に把握させていただく予定であるため、ご留意願いたい。

## 第二 一時預かり事業の交付要綱の改正予定について

一時預かり事業に係る運営費については、「子ども・子育て支援交付金の交付について」（平成28年7月20日府子本第474号内閣総理大臣通知）に基づき交付している。

このうち、一時預かり事業（一般型）の運営費（特別利用保育等対象以外の児童）については、年間延べ利用児童数の区分に応じた基準額が設定されているところであるが、10連休中の一時預かり事業の需要増にきめ細かく対応ができるよう、10連休に子どもを受け入れた場合については、別途、利用児童一人当たりの単価を設定し、利用児童数の人数に応じて運営費を加算する仕組みとすることを検討している。各自治体におかれては、本加算の活用を積極的に御検討いただきたい。

なお、上記内容に係る交付要綱については、別途お示しすることを申し添える。

## 別紙

### ◎ 参議院内閣委員会附帯決議（平成30年12月6日）

本法の施行により、来年の四月二十七日から五月六日まで、土曜日、日曜日を含めて最大十日連続の休日となるため、奉祝の機運が盛り上がる、経済効果が期待される等長期間に渡る休日に歓迎する声がある一方で、国民生活に与える様々な影響への懸念も生じている。よって政府は、本法の施行による長期間にわたる休日に伴い、国民生活に支障を来すことのないよう、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一～五 （略）

六 当該期間中、保育施設等を利用する労働者の子どもの保育が確保されるよう、当該労働者の勤務日、勤務時間等についてその事業者ができるだけ配慮するようにすること、複数の保育施設等における連携が確保されるようにすること

七 （略）